

(別紙)

- 1 補助事業者は第4条第1項の交付決定前に事業を着手してはならない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業着手が必要な場合は、交付決定前着手届（別記様式第2号）を提出した場合は、この限りではない。
- 2 第4条第1項の交付決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合、知事は、当該交付決定の全部または一部を取り消すことがある。
- 3 第17条に定める加算金及び遅延利息について、知事は、やむを得ない事情があると認められるときは、その全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 4 補助事業者は、別に定める処分制限期間内に、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を補助金の交付の目的に反して取り壊してはならない。
- 5 第19条第1項の規定に基づく取得財産等の処分により、補助事業者に収入があると認められる場合には、知事は、原則として収入の全部又は一部を納付させことがある。
- 6 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助事業の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならぬ。
- 7 知事は、本補助事業より、補助事業者に収益が生じたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。この場合、納付を命ずることができる額は、交付額を上限とする。
- 8 知事は、補助事業者に対し、補助金等に係る予算の執行の適正に関する法律その他の法令及びこの要綱の施行のため、必要な限度において、補助対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告若しくは助言をすることができる。
- 9 知事は、補助事業者に対し、必要があるときは、補助対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 10 補助事業者が補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体である場合は、次の条件を付する。
 - (1) 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- (2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに県知事に報告するとともに、県知事の返還命令を受けて当該金額を県に返還しなければならない。
- (3) 補助金を直接若しくは間接にその財源の全部若しくは一部とする給付金（以下「間接補助金」という。）の交付の対象となる事務若しくは事業（以下「間接補助事業」という。）を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対する間接補助金の交付決定に当たって、補助事業者は、第1号及び第2号の交付条件を遵守するために必要な条件を付さなければならない。